

Harmony通信 2013.05

vol.99

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

tel:022-271-6751 fax:022-271-6758



Photo by Sorara



今年の新入社員は「ロボット掃除機型」

公益財団法人日本生産性本部の「職業のあり方研究会」では、平成 25 年 4 月入社の新入社員の特徴をまとめました。この研究会では、その年の新入社員の特徴をネーミングすることが恒例となっています。

過去には、「過保護で栄養分は高いが、魚らしくピチピチしていない」といった特徴から名付けられた『養殖ハマチ型』(昭和 63 年)、「その場で瞬時に情報を取り込み発信するセンスや処理能力を持ち、機能も豊富だが、経験や知識がなかなか蓄積されず、中高年者にとって使いこなせない」という側面がある『カメラ付ケータイ型』(平成 15 年)といったネーミングがありました。今年の新入社員のタイプは、『ロボット掃除機型』とのことです。

同研究会では、この由来については、「一見どれも均一的で区別がつきにくい、部屋の隅々まで効率的に動き回り家事など時間の短縮に役立つ(就職活動期間が 2 カ月短縮された中で、効率よく会社訪問をすることが求められた)。しかし段差(プレッシャー)に弱く、たまに行方不明になったり、裏返しになってものがき続けたたりすることもある。能力を発揮させるには環境整備(職場のフォローや丁寧な育成)が必要」と説明しています。少し頭の中において向き合ってみると合点がいくことがあるかもしれませんね。

『マイナンバー法』による実務への影響は？

国民 1 人ひとりに番号を割り振り、所得や年金保険料の納付状況などを政府・自治体がまとめて管理する「社会保障・税の共通番号法」(マイナンバー法案)が 9 日の衆議院本会議で可決のうえ、10 日に参議院で審議入りし、今国会で成立する見通しとなりました。成立すれば 2016 年 1 月からスタートする予定です。

政府・与党の社会保障改革検討本部では、段階的に利用範囲を拡大する構想を持っています。

フェーズ1: 社会保障および税の分野での利用

フェーズ2: 幅広い行政分野での利用

フェーズ3: 国民が自ら同意した場合の民間サービス等での利用



◆給与計算、労働・社会保険に与える影響

まず、番号は各人に対して居住する市町村から通知されます。施行に伴い各種申請書等には番号を記載する欄が設けられますので、企業は従業員から番号の提供を受け、税務上はその番号を源泉徴収票等の記載欄に記載し、支払調書等提出することとなります。

労働・社会保険の手続きにおいても申請書等に番号を記載しますが、厚生労働省の資料(「マイナンバー法案に係る厚生労働省関係の業務について」)によれば、傷病手当金支給申請者の所得確認や労災年金支給申請者の他給付の受給状況の確認、未支給となっている失業等給付や年金給付に関する手続き、国民年金保険料の免除申請等、様々な分野での利用が見込まれるだけでなく、添付書類の省略等も予定されています。

TOPIX

●子供の数が 32 年連続で減少(5/5)

総務省が 15 歳未満の子供の推計人口を発表し、4 月 1 日時点における子供の数が 1,649 万人(前年比 15 万人減)で、32 年連続で減少となり、推計を開始した 1950 年以降で最低を更新したことがわかりました。総人口に占める子供の割合も 12.9%(同 0.1 ポイント減)で過去最低です。

●被災地の建設 70 営業所で違反行為が発覚(5/9)

国土交通省が、東日本大震災後に建設会社が岩手、宮城、福島 3 県において新設した 139 の営業所を対象に立入り検査を実施、下請業者との契約書がなかったり、請負代金を契約書に記載しなかったりなどの違反行為が約 70 営業所で確認されたと発表しました。同省では、建設業法に基づき約 50 営業所に指導、18 営業所に勧告を実施しました。

●厚労省が全国 1 万社の労働時間を調査へ(5/10)

厚生労働省は、全国 1 万社について労働時間の実態調査を行う方針を固めました。現在、政府の規制改革会議が「裁量労働制」の拡大を求めており、労働時間規制の見直しを判断するため実施する。秋頃までに同省の審議会などで規制見直しに向けた議論をスタートさせる方針です。

●4 月から離職票の用紙、失業認定の手続きがわかりました

高年齢者雇用安定法(定年および再雇用に関するルール)の改訂に伴い、離職票の用紙が変更となっています。また、失業認定にあたり『本人確認の徹底』をすることができるようになりました。『不正受給対策』も同時に強化されており、今年 4 月 1 日より雇用保険法施行規則が改正され、受給資格決定時だけでなく、受給資格決定後においても、本人確認書類の提出を求めることができるとされました。

編集後記

桜の季節が通り過ぎ、仙台では、日に日にけやき並木の青葉が生い茂ってきました。5 月 18,19 日に開催される「仙台青葉まつり」もあと数日となり、街のアーケード内には、大きな山鉦が、ところどころに姿を現し、週末の出番を静かに待っているようです。全国的には、七夕ほど広く知られてはいないかもしれませんが、この青葉まつり、実は、江戸時代、承応 4 年(1655 年)に始まった仙台藩最大の祭り、ズバリ「仙台祭」が起源となっているそうです。当時の最大の見どころも城下を練り歩いた多くの山鉦だったとか。その後、少しずつ姿を変えて祭りは継続し、昭和 40 年代後半に交通事情等により、一旦途絶えますが、伊達正宗公没後 350 年を迎えた昭和 60 年に市民のお祭りとして復活したそうです。山鉦はもちろん、雀踊りの皆さんの鮮やかな舞も大きな見どころですね。参加の皆様、頑張ってください！まずはお天気に恵まれますように。

Harmony通信 2013.5

#発行: 2013 年 5 月 10 日

#編集・構成: 合同会社 Harmony



Harmony 司法書士事務所

Harmony 社会保険労務士事務所

Harmony 行政書士事務所

ADDRESS: 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL: 022-271-6751 FAX: 022-271-6758

URL: <http://www.harmony-office.com/>

mail: info@harmony-office.com

修日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

陽子日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

スタッフ日記: <http://blog.goo.ne.jp/kadota-office/>

